

平成30年11月16日付けで公布しました、「包括許可取扱要領の一部を改正する通達」の一部の内容について、以下のように変更させていただきます。（傍線部分は改正部分）

○包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

変更後				変更前					
[別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／ 特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス  [1の項]～[7の項] (略) [8の項]				[別表A] 特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／ 特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス  [1の項]～[7の項] (略) [8の項]					
仕向地		い地域①	と地域②	ち地域	仕向地		い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番					輸出令別表第1項番				
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロ又はハに該当するもの		(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロ又は二に該当するもの		(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
[9の項] (略) [10の項]				[9の項] (略) [10の項]					
仕向地		い地域①	と地域②	ち地域	仕向地		い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1項番					輸出令別表第1項番				

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[11の項] ~ [15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／  
 特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項] ~ [7の項] (略)

[8の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
	(略)	(略)	(略)

※右の表中、「ほ地域」及び「へ地域（ち地域を除く）」について、改正事項ではありませんが、正しい表記に修正しました。

[9の項] ~ [15の項] (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第9条第9号ニ又は第9号の3に該当するもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

[11の項] ~ [15の項] (略)

[別表B]

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／  
 特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

[1の項] ~ [7の項] (略)

[8の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	ほ地域	へ地域（ち地域を除く）
	(略)	(略)	(略)

[9の項] ~ [15の項] (略)